

答申

平成30年8月17日付けで諮問された「平成30年(2018)6月19日付け(自振第89-1号)公文書部分公開決定通知書」による処分に対する審査請求の件(総務第387号)について、次のとおり答申します。

第1 答申

1 審査会の結論

実施機関は、出雲市コミュニティセンター事務マニュアル2-(3)12から14ページを、公開すべきである。

2 事実

- (1) 審査請求人は、平成28年4月5日付けで実施機関に対し、出雲市情報公開条例(平成17年出雲市条例第4号。以下「条例」という。)第9条の規定により、「鶉鷺コミュニティセンターおよび鶉コミュニティセンター運営委員会についての情報。運営委員会議事録、収支予算書など運営費関連書類。活動支援金など支援金の支給に係る判断理由、支援先の情報(会則・会員・活動目的など)、支援開始からの収支報告書と活動報告書。施設や設備などの貸借関係書類(賃貸借契約書や報告書など)。センター長および職員の人事(募集や採用手段、方法など)に係る情報」。について開示を求める公文書公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。
- (2) 実施機関は、平成30年6月19日、本件公開請求に関して公文書部分公開決定を行い、同日付「公文書部分公開決定通知書」を送付した。同決定において、実施機関は、出雲市コミュニティセンター事務マニュアル(以下「本件マニュアル」という。)のうち、2-(3)-12ページから2-(3)-14ページは非公開(以下「本件非公開部分」という。)とした。
- (3) 実施機関は、平成30年7月24日、上記公文書部分公開決定に基づき、審査請求人に対し、公文書の閲覧の手続きを実施した。本件非開示部分について、2-(3)-12ページは「源泉徴収票支援ツールの使い方」及びペ

ージ番号以外の記載、2-(3)-13ページは「⑦「法人番号(13ケタ)」を入力」、「⑧「一覧表入力」をクリック」及びページ番号以外の記載、2-(3)-14ページはページ番号以外を白紙に処理した上で、公文書閲覧の手続きを実施した。

- (4) 審査請求人は、平成30年7月26日、実施機関に対し「平成30年(2018)6月19日付け(自振89-1号)公文書部分公開決定通知書」による処分に対する審査請求(以下「本件審査請求」という。)をした。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、「出雲市コミュニティセンター事務マニュアル2-(3)12から14ページの公開を求める」とされている。

(2) 審査請求の理由

審査請求人は、審査請求書及び平成30年9月3日付け反論書において、概略以下のような主張をしている。

本件非公開部分は、個人情報を含むツールの使用に関する文書ではなく、個人の権利利益を害するおそれはない。また、実施機関は本件非開示部分にかかる情報の公開によりどのように個人の権利利益を害するかの証明や説明をしていない。

4 実施機関の主張要旨

実施機関は、審査会に対し概略以下のような主張をしている。

本件非公開部分は、マイナンバーを含む個人情報の保管場所、管理方法等が記載されており、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第6条第1号の非開示情報に該当する。

5 審査会の判断

(1) 総論(争点の整理)

本請求における争点は、本件非公開部分が条例第6条第1号に該当するか否

かである。

(2) 本件非公開部分の条例第6条第1号該当性について

本審査会が見分したところ、本件非公開部分には、源泉徴収票を作成するためのパソコンのソフトの使い方が記載されており、その中にはマイナンバーを含む個人情報の入力方法が記載されている。

実施機関によると、マイナンバーの取り扱いについては、法律及び出雲市コミュニティセンターにおける個人情報等の事務取扱要領において、特定の者が取り扱うこと及び保管場所も限定することが求められていることから、パソコンへの入力方法を含む保管場所についても公開するべきではないと判断したとのことである。しかし、本件非公開部分のうちマイナンバーについて記載されている部分を見ても、入手したマイナンバーの入力箇所について記載されているのみであり、具体的な個人のマイナンバーが記載されているわけではない。したがって、本件非公開部分に記載された情報によっては、特定の個人を識別することができるとは言えない。

次に、特定の個人を識別することはできないとしても、実施機関が主張するように「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。」と言えるかが問題となる。この点、本件非公開部分にあるマイナンバーの入力箇所の情報を取得したところで、実際に入力された特定の個人のマイナンバーの情報についてまで第三者がたどり着くことはほぼ不可能であると思われる。とすれば、本件非公開部分の情報を公開したとしても、具体的な個人の権利が害されるとまではいうことはできない。

よって、本件非公開部分は条例第6条第1号に該当しないので、開示すべきである。

(3) 審査会の結論

よって、当審査会は「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成30年8月17日	実施機関から出雲市情報公開審査会に諮問
令和2年 8月 6日 (第1回審査会)	実施機関への意見聴取・審議
令和2年 9月10日 (第2回審査会)	審議
令和2年11月 6日 (第3回審査会)	審議
令和2年12月15日 (第4回審査会)	審議
令和3年 2月 8日 (第5回審査会)	審議
令和3年 3月11日 (第6回審査会)	審議
令和3年 5月17日 (第7回審査会)	審議
令和3年 6月 9日 (第8回審査会)	審議
令和3年 7月 6日 (第9回審査会)	審議
令和3年 8月 5日 (第10回審査会)	審議
令和3年 9月29日 (第11回審査会)	審議
令和3年10月25日 (第12回審査会)	審議
令和3年12月24日 (第13回審査会)	審議
令和4年 1月21日 (第14回審査会)	審議
令和4年 3月 4日	出雲市情報公開審査会から答申

(出雲市情報公開審査会委員名)

令和2年度：板垣正和、大國暢子、多久和淑子、中井洋輔、原量範、山本樹

令和3年度：板垣正和、大國暢子、加藤智崇、多久和淑子、原量範、山本樹